

# 平成 23 年度国際比較研究「社会福祉人材養成校における国際ソーシャルワーク教育開発のための研究 アジア諸国のソーシャルワーカー養成大学の学術連携」報告

本年度は、7月に早稲田大学においてAPASWE/IFSWによる第21回アジア太平洋ソーシャルワーク会議が開催されることも有り、前年度に引き続きにソーシャルワーク国際定義再検討を軸に、研究をデザイン、遂行した。同会議の一つの柱として「国際シンポジウム ソーシャルワーク国際定義の再検討 アジア太平洋からの声」を研究のマイルストーンとし、これに向けて、またこれを終えてアジア地域の各国と議論を重ね、その成果を現在世界レベルで継続しているソーシャルワーク国際定義再検討の議論に反映した。国際定義の重層モデルの提案はその一つである。ソーシャルワークのプロフェッショナルモデルへのチャレンジも試みている。

同シンポジウムの内容及び成果については1月にすでに報告書として出版しているが、以下にその概略をまとめる。研究プロジェクトのプロセスにあって、中国、台湾、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ラオス等の大学その他を訪れ、またそこで開かれる各種会議の場において、また国内の学会、学校連盟、専門職団体の年次大会等において、それぞれの段階における成果を紹介、問い、議論を重ねてきた。1月にはジャカルタにおいてAPASWE の定義検討委員会メンバーを中心に専門家会議を持ち、そこで開催されたIASSWの改定原案づくりに貢献した。本研究の成果は2012年7月開催予定のストックホルム国際ソ - シャルワーク会議およびその後少なくとも年末までつづく世界における議論の深化に生かされる。

なお、本研究にあっては研究内容そのもののみならず、これら研究のプロセス自体が本学とアジア各大学間、またアジア太平洋地域内各大学間の研究、教育交流/連携に大きく貢献していることも特記されるべきであろう。

## ソーシャルワークの定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークのよりどころとする基盤である。<sup>1</sup>

本研究について研究代表者が所属するアジア福祉創造センターは、アジア太平洋社会福祉教育連盟（以下 APASWE とする。）と国際シンポジウム「ソーシャルワーク国際定義の再検討 アジア・太平洋の声」を共催、その報告書を 1 月に刊行し、国際社会福祉教育連盟（以下 IASSW とする。）の理事会に報告した。以下、研究内容を報告する。

## 研究の沿革

2001 年 5 月に IASSW および国際ソーシャルワーカー連盟（以下 IFSW とする。）が採択した現行のソーシャルワーク国際定義は、10 年のサイクルで見直すこととされている。2010 年 6 月、APASWE は香港において「第 1 回各学校連盟+会議」を開催し、現行定義の見直しの国内ワークショップを持つこと及び同年 11 月東京で地域ワークショップを開催することで合意した。<sup>2</sup>直後に IASSW が APASWE に一定の財政支援を約束し、以後このプロジェクトは APASWE/IASSW による共同プロジェクトとなった。本大学との関わりは、APASWE 現会長が日本社会事業大学社会事業研究所アジア福祉創造センター(ACWelS)の長であることから、本大学が例年開催している「環太平洋社会福祉セミナー」に併せ 11 月 4 日に本大学にて地域ワークショップを開催したことに端を発している。この地域ワークショップの詳細については昨年度本大学より発行された報告書『APASWE/IASSW ソーシャルワーク国際定義再検討ワークショップ』（2011 年 3 月）にまとめられているので参照されたい。

本年度の研究は、これら一連の中間集約としての 2011 年 7 月の第 21 回アジア太平洋ソーシャルワーク会議期間中に開催された国際シンポジウム「ソーシャルワークの定義の再検討」と 2012 年 1 月に発行された同シンポジウム報告書の刊行を柱に、そのシンポジウムに向けてのまたその後の各国研究者との議論からあわせなっている。

## 国際シンポジウムについて

シンポジウムは、2011 年 7 月 16 日早稲田大学国際会議場（井深大記念ホール）にて開催された。発言者はフィリピン、日本、ネパールからの 3 人、コーディネータはニュージー

---

<sup>1</sup> [社会福祉士養成講座編集委員会, 2010]

<sup>2</sup> 「各学校連盟+」とは、学校連盟を有しない国の代表を意味する。（秋元樹, 2012 年 1 月）

ランドのマーク・ヘンリクソンにそれぞれ依頼した。

フィリピン出身のマリー・ルー・アルシッドは、2010年の地域ワークショップにおいて出された各国からの提案を考慮しニュージーランド、日本および自国で開催された2度目のワークショップで提示されたフィリピンの定義案を発表した。彼女はアジア太平洋地域の多数派の代表を意図し発言した。日本出身の岩間伸之は上記に対し学問の領域から、すなわち日本のソーシャルワーク学会を代表し発言した。ネパール出身のバラ・ラジュ・ニクは、「ソーシャルワークの専門職（プロフェッション）は、」という文言で始まる現行定義に対し、世界中のほとんどの国がそうであるようにプロフェッショナル・ソーシャルワーカーがほとんど存在しない地域を代表し登壇した。コーディネータであるマーク・ヘンリクソンの出身国ニュージーランドは、2010年の地域ワークショップ後に太平洋島嶼国からゲストを迎えてワークショップを開催し、多層的な（Multi-layered）ソーシャルワーク国際定義案を提示している。

## シンポジストの発言概要

シンポジウムの中でアルシッドは2010年の地域ワークショップで合意したこととして以下の5項目を報告した。

多様な社会的・経済的・政治的・文化的なコンテキストを考えなければならない。

ソーシャルワークは専門職である。

現行定義に含まれている「人権尊重の原則」と「社会正義」については改訂後も保持すべきである。

ソーシャルワークは人間の行動や社会システムの理論だけではなく社会変化や社会発展の理論にも通ずる。

ソーシャルワークは個人レベルの問題を取り上げるときもその背景にある社会的条件等を考慮し個人をエンパワメントすることを重視する。

その上で、フィリピン国内でのワークショップで提案されたフィリピン社会福祉学校連盟（以下NASWEIとする。）の定義案を出した。

「ソーシャルワークの専門職は、エンパワメント、社会変革を促進し、不平等、貧困、抑圧をなくす。それをもって持続可能な、個人的な福祉（Personal well-being）、社会発展を可能にする。それにあたっては、価値、倫理観によって導かれる。ソーシャルワークは、一連の人間の行動理論および社会環境を利用して、環境がミクロ、メゾ、マクロレベルでの人との相互作用する点に介入する。ソーシャルワークは、人々の多様性を認める。生物的・心理的・社会的、精神的な側面を尊重する。ソーシャルワーク専門職は、個人と社会集合体の総合的・全体的な開発の追求に努める。ソーシャルワーク専門職は参加型の、ジェンダーに公正で、民主的なプロセス、関係、構造、生態的な保護をもってして人々に力を与えるような環境の創設をその目的とする。人権、自己決定、ジェンダー間平等、社会

正義はソーシャルワークにとって基本である。」<sup>3</sup>

岩間は「日本の中で成熟した議論を重ねてきたわけではなく、定義を巡っての議論はまだ途中にある」とした上で、現行定義の改訂のプロセス自体がソーシャルワークの発展に寄与するものになることを期待すると共に、安易な改訂、根拠のない改訂はソーシャルワークの偏執やリスクを招くことになると危惧した。岩間はソーシャルワークの国際定義改訂プロセスで必要な視点として以下の3点を上げた。すなわち、

各国各地域で様々な形で実践されているソーシャルワークの共通項を抽出するプロセスが重要であり、ソーシャルワークに不可欠な本質を正確に盛り込むという視点。ソーシャルワーク実践がこの世に存在するのであれば、絶対に欠かせない要素は何かという部分の追求。

ソーシャルワーク概念の発展に寄与するという視点。「ソーシャルワーク・プロフェッション」で始まっていいのか。ソーシャルワークに関与する人たちはきわめて多様な側面があるという議論をいかに盛り込むか。定義の内容と具体的な実践の整合性の検証の重要性。

改訂作業自体がソーシャルワーク実践の発展に寄与するという視点。この視点については、日本ソーシャルワーク学会で実施した調査を壇上で報告した。定義は実態を説明するものであるかあるべき姿を追求するものであるか。現実と理念をどのように折り合いをつけながら定義に反映していくのか。ソーシャルワーカーの日々の実践において、定義がどのような意味を持っているのかを明らかにするということが重要であると述べた。<sup>4</sup>

ニクはエイブラハム・フレクスナーが1915年に発した問いである「ソーシャルワークは専門職（プロフェッション）か？」を軸におき、1996年に最初の社会福祉学部ができたネパールからプロフェッションがほとんど存在しない国から現行定義を考察、発言した。ネパールではソーシャルワークが国によって専門職として認められていないため、ソーシャルワーカーが正式に病院、協会、警察や裁判所に配置されていない。ニクは「ソーシャルワーカーは専門職か」、あるいは「専門職とは何か」を自国で問う贅沢な時間も制度的なサポートもネパールは持たないが故に現行定義を見直す必要を感じる。<sup>5</sup>現行定義に多文化、多様性、普遍性との関連を考えることは可能だろうか、という疑問を学生に定義を教えているときに感じた、と述べた。ニクによると、現地化・地元固有性と国際化は表裏一体のものであり、これこそが21世紀ソーシャルワークの核心である、という。ニクにより、アジア太平洋の定義の要素としてネパールの定義が提示された。

---

<sup>3</sup> [2012年1月, ページ: 15]

<sup>4</sup> [2012年1月, ページ: 16-19]

<sup>5</sup> [2012年1月, ページ: 23]

「ソーシャルワークは人々が新たなスキルを学ぶことを通して自らの自立を進められるように助力する専門職である。人類愛、社会正義と社会変革が主な基本原理である。」<sup>6</sup> ニクは定義に含まれるべき要素を多数挙げている。「地域固有的な民族の価値」、「集団主義」、「相互依存」、「協働」、「人権」、「多様性」…ニクは「ソーシャルワークは専門職である」とした上で「各国においてソーシャルワークは何を目的にしているのか。なぜ人々は（賃金の高い仕事ではなく）ソーシャルワーカーになることを選ぶのか。その専門職としての基盤に何があるのか。定義を実践に移すときにどのような枠組みが必要なのか。考えてみたい。」と述べて発言を終えた。

## 会場からの発言

シンポジストの発言のあと会場にいる参加者たちにも発言を求め、活発な意見交換がなされた。

現行定義改訂議論について、「社会正義」「公正」という言葉で抽象化されていることについて疑義が出された。発言者はソーシャルワークの機能について ソーシャルワークの目的・価値・哲学、生活問題、社会問題の分析の視点、個人、地域、国家レベルにおける問題解決の方針、実践するための介入プログラム、介入プログラムの効果測定と評価、というソーシャルワークの5つ機能を整理した上で議論すべきであると述べた。また別の発言者からは、東日本大震災における被災者の事例を例示し、それぞれの国・地域の持つ文化、宗教、経済的な発展状況、社会システムが違っているため、同じ方法で実践しても効果が出ない、という点が定義改訂議論の出発点にあるとの指摘があった。また、定義改訂議論は普遍的なものから現場に下ろしていく議論と現場から普遍的なものに積み上げていく両方のアプローチにより集約させていけるのではないかと提案があった。ほかにも「ソーシャルワークの現行定義のコンセプトですべてを包含するのは欲張りすぎではないか」という意見も出された。

## 報告書のインパクト

7月16日のシンポジウム後、各シンポジストたちに発言内容の確認、コーディネータのヘンリックソンにはシンポジウムの講評を依頼した。ヘンリックソンは「ソーシャルワーク定義議論へのアジア太平洋地域からのレスポンス」と題し、世界レベルの機関及び世界のほかのリージョンの人々に向けたアジア太平洋の声をまとめてくれた。また研究代表者が「ソーシャルワークの発展 第3ステージへ:今われわれはどこにいるか?」を入稿し、2012年1月、報告書（日本語および英語）を APASWE と本大学が共同で刊行した。

ヘンリックソンは「我々は反射的内省思考（reflexively）自身の実践とプロフェッションを

---

<sup>6</sup> [2012年1月, ページ: 27]

そのコミュニティとの相互交換を通して変化・変質させることを認容する指向<sup>7</sup>を持って  
いる。」<sup>7</sup>とし、現行定義改訂作業についても世界レベルの機関がアジア・太平洋、アフリカ、  
ラテン・アメリカの国々のソーシャルワーカーたちの意見を真摯に受け止め、作業を進め  
ることを求めた。

本報告書は APSWE の全会員、IASSW の現行定義改訂プロジェクトに係る関係者、理事、  
日本社会福祉教育学校連盟会員に配布し、また APASWE のウェブサイトでは報告書の英文  
部分を公開している。

ソーシャルワーク国際定義の改訂作業について、直近の動きを付記する。IFSW は独自の  
定義改訂案を IASSW に提示した。APASWE は報告書をラテン・アメリカ地域連盟に送付  
し、アフリカの地域連盟と共々意見交換を続けている。当初 IASSW はストックホルムで今  
夏に開催されるソーシャルワーク会議で本定義を見直すこととしていたが、一連の動きを  
見て時間をかけて改訂議論を深めることとなった。

以上、本大学による平成 23 年度国際比較研究の一環として実施した「国際ソーシャルワ  
ーク定義の再検討」のプロジェクトは、世界中で進む現行定義の改訂作業に大きなインパ  
クトを与えた。本研究はヨーロッパで生まれアメリカで育ったソーシャルワークが真にグ  
ローバルなものとして広がる第 1 歩となったと自負する。

## 文献

1. (2012 年 1 月). 著: 松尾加奈 (編), 第 21 回アジア太平洋ソーシャルワーク会議国際シ  
ンポジウム「ソーシャルワーク国際定義の再検討 アジア・太平洋の声 . アジア太平  
洋社会福祉教育連盟(APASWE)/日本社会事業大学社会事業研究所アジア福祉創造セン  
ター(ACWeIS).
2. 社会福祉士養成講座編集委員会 (編). (2010). 新・社会福祉士養成講座 相談援助の基盤  
と専門職 第 2 版 (第 6 巻). 中央法規出版.

---

<sup>7</sup> [2012 年 1 月, ページ: 6]